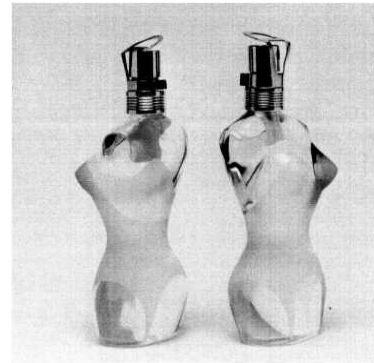


立体商標「ジャンポール・ゴルチエ」香水瓶事件

知財高裁平成23年4月21日

本願商標が香水について自他商品識別力を有するに至った結果、これと極めて密接な関係にある化粧品等の本願の前記限定された指定商品に、本願商標が使用された場合にも、香水に係る取引者・需要者と重なる上記指定商品の取引者・需要者において、上記商品が香水に係る「ジャンポール・ゴルチエ」ブランドを販売する原告の販売に係る商品であることを認識することができるというべきである。



13 知財高判H23/4/21 シャンポール・ゴルチエ事件

知高230629 立体商標



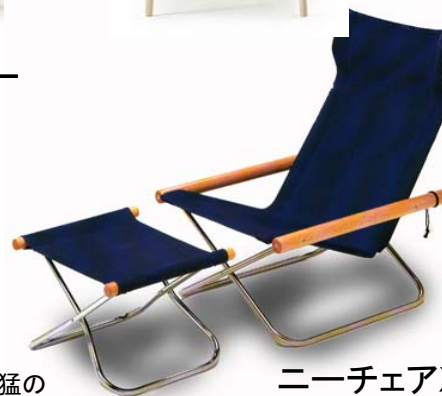
Yチェア・ハンスJウエグナー

最一判03032 著作権



ニューヨーク近代美術館永久収蔵品

ニーチェアのNY(ニー)はデザイナー新居猛の姓(ニイ)とデンマーク語のNY(新しい・フレッシュ)の意味をとって名付けられました。



ニーチェアX

13 知財高判H23/6/29 Yチェア事件

菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728

16



16 大阪高判H17/7/28 海洋堂フィギュア事件

菓子おまけフィギュア事件 大阪高裁170728

16

動物フィギュアは、実際の動物の形状、色彩等を忠実に再現した模型であり、動物の姿勢、ポーズ等も、市販の図鑑等に収録された絵や写真に一般的に見られるものにすぎず、制作に当たった造形師が独自の解釈、アレンジを加えたというような事情は見当たらない。

したがって、本件動物フィギュアには、制作者の個性が強く表出されているということとはできず、その創作性は、さほど高くないといわざるを得ない。

してみると、本件動物フィギュアに係る模型原型は、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるとまではいえず、**著作物には該当しない**と解される」

妖怪フィギュアに係る模型原型は、石燕の「画図百鬼夜行」を原画とするものと、そうでないもののいずれにおいても、一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粹美術と同視し得る程度の美的創作性を具備していると評価されるものと認められるから、**応用美術の著作物に該当する**というのが相当である。



とりやま せきえん

16 大阪高判H17/7/28 海洋堂フィギュア事件

ファービー事件: 応用美術(人形)

16

平成14年7月9日判決 仙台高裁刑事1部

・「ファービー」の形態の著作物性について

◦「ファービー」の形態は、物の形態あるいは外観の美的創作であって、著作権法の領域においては、実用品に供されあるいは産業上利用されることを目的として制作される応用美術といわれるものに属する。

◦「実用品に供されあるいは産業上利用されることを目的として制作される応用美術については、現行著作権法上は原則として著作権法の対象とならず、意匠法等工業所有権制度による保護に委ねられていると解すべきである。

ただ、そうした応用美術のうちでも、**純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされると認められるものは、美術の著作物として著作権法上保護の対象となると解釈することはできる。**そこで、**美術の著作物といえるためには、応用美術が、純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていることが必要である。**これを本件で問題となっている実用品のデザイン形態についていえば、そのデザイン形態で生産される実用品の形態、外観が、**美術鑑賞の対象となりうるだけの審美性を備えている場合には、美術の著作物に該当するといえる。」**

本件『ファービー』のデザイン形態は、著作権法2条1項1号に定める著作物に該当しない



16 仙台高判H14/7/9 ファービー刑事事件

ギャロップレーサー事件

19

最高裁160213

競走馬の馬主らが、競走馬の名称を無断で使用したゲームソフト(ギャロップレーサー)を製作、販売したゲームソフト会社に対し、ゲームソフトの販売差し止め及び損害賠償を求めた。

1審(名古屋地裁)、2審(名古屋高裁)とも、顧客吸引力を根拠にパブリシティ権侵害を認めたが、最高裁は物のパブリシティ権を否定した。

・ 各競争馬の名称に対する保護は、**競走馬に対する所有権**からは生じず、**競走馬の名称を勝手に用いても所有権侵害**にはならない。

・ 物の名称の使用などに関しては、商標法、著作権法、不正競争防止法などの法律により、一定の要件の下で保護しており、これらの法律による保護とは別に**法令等の根拠もなく**、排他的な権利を認め、あるいは無断利用行為を不法行為とすることはできない。



19 最判H16/2/13 ギャロップレーサー事件